

令和8年度 学校体育施設(夜間開放)使用団体登録について

次のことを必ずお守りになってご利用ください。

1. 団体登録の条件について

以下①と②の両方を満たす団体をご利用できます。

- ①代表者が佐野市在勤または在住の成人の方
- ②メンバーの半数が佐野市在勤または在住者で構成された10名以上の団体

2. 利用施設・日時について

- 1団体1施設、週1回のご利用でお願いいたします。(体育館のみ)
- 体育館で屋外種目(フットサル、ソフトボール、野球等)はご利用できません。
※トレーニングでの利用は可能、フットサルは一部を除く
- 利用できるのは、平日(月～土)の18時から22時です。
※高校生以下のメンバーが所属する団体については、健康面や体力を考慮し、午後8時までのご利用にご配慮ください。
- 利用不可日は、以下の通りです。
 - (1) 日曜日及び祝日
 - (2) 8月13日から8月16日まで
 - (3) 12月27日から翌年1月5日まで
 - (4) 佐野市教育委員会又は学校長が指定する日
 - (5) 11月21日から翌年3月19日まで(校庭のみ)

3. フットサル利用について

- 基本的には、学校体育館での利用は不可となります。
- 以下の学校体育館のみ利用が可能です。
※吾妻小、南中、北中、旧戸奈良小、旧常盤小
- 注意事項
 - (1) 壁や床など施設に影響のない範囲での活動にとどめること。
 - (2) 床や壁の損傷を防ぐため、室内専用のフットサルボール、コーン、ゴール、シューズ(摩擦熱で床が汚れないもの、靴底が白色またはアメ色)等の用具を使用すること。
 - (3) 床の損傷を防ぐため、新たにラインテープを貼ったりマーキングしたりすることは禁止とする。
 - (4) 壁や床の損傷を防ぐため、ゴールは長方面に設置し、ゴール下は必ず養生シートを敷くこと。
 - (5) 壁、窓、鏡、消火栓などの損傷を防ぐため、防球ネットを張ることや壁際にマットを置くなど、最大限の措置を行うこと。
 - (6) 故意に壁や天井、バスケットゴール等の施設や設備にボールを当てないこと。

(7) 施設保護に必要な備品（室内専用器具、養生シート等）は各団体に準備すること。

※利用条件が守られていない場合、施設を破損させた場合は、当施設でのフットサルの利用を禁止します。

4. その他

- 学校行事やその他地域行事、施設改修工事等で急に利用ができなくなることがあります。※急遽使用ができない日程が発生した場合は、お知らせします。
- 学校敷地内は火気厳禁及び全面禁酒・禁煙です。(駐車中の車内など場所を問わず)
- 施設を傷付けたりする可能性がある活動は絶対に行わないでください。
- 万が一、施設を傷付けたり備品等を破損してしまった場合には、直ちにスポーツ推進課（20-3049）及び学校までご連絡ください。また、施設や備品等を破損した際の修繕費用等につきましては、基本的に全額団体負担となります。
- 競技に必要な備品以外(ストーブやピアノ等)は、触れないでください。
- 営利を目的とした活動は、利用を許可しません。
- 年度ごとの登録制度になりますので、次年度も継続して利用する場合は、次年度に再登録をお願いします。

※ご利用後は下記の確認徹底をお願いいたします。

- ① 現状復帰(清掃含む)
- ② 施錠(全ての出入り口や窓及び門扉)
- ③ 施設内の消灯

佐野市役所産業文化スポーツ部
スポーツ推進課 スポーツ施設係
〒327-8501 佐野市高砂町1番地（3階東）
TEL：0283-20-3049
FAX：0283-20-3029
Email：spkanri@city.sano.lg.jp